介護老人保健施設通所リハビリテーション

重要事項説明書

（令和８年８月１日現在）

１．施設の概要

（１） 施設の名称等

・施設名　　福島県厚生農業協同組合連合会
　　坂下厚生総合病院併設　介護老人保健施設なごみ

・開設年月日　　平成８年４月１日

・所在地　　福島県河沼郡会津坂下町字上柳田 2210-1

・電話番号　　０２４２－８３－７５３０

・ＦＡＸ番号　　０２４２－８３－７５３１

・管理者名　　杉本　光郎

・介護保険指定番号　介護老人保健施設（０７５２６８５０１６号）

（２） 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、通所者の能力に応じた日常生活を営む事が出来るようにし、また、利用者の方が居宅での生活を一日でも長く継続できるよう、通所リハビリテーションサービスを提供し在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用下さい。

〔介護老人保健施設なごみの運営方針〕

「医療と福祉の中間的機能を備えた施設において療養を行い、生活援助の場として明るく家庭的な雰囲気をもとに、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行う。」

受け入れの基準として、病状が安定し入院治療の必要がない方。

（３） 施設の職員体制

職名	員数並びに勤務形態	職務内容
・施設長	１人（併設病院・介護老人保健施設・短期入療養・介護予防短期入療養・介護予防通リと兼務）	運営管理、施設管理
・医師	３人（併設病院・老建施設・短期入療養・介護予防短期入療養・介護予防通リ兼務）（内１名施設長兼務）	利用者に対する医学的管理
・看護職員	１人（内１人介護老人保健施設・短期入療養・介護予防短期入療養・介護予防通リと兼務）	利用者に対する看護
・介護職員	５人（内２人介護老人保健施設・短期入療養・介護予防短期入療養・介護予防通リと兼務）	利用者の介護及びレクリエーション
・支援相談員	１人（予防通リ兼務）	相談業務等
・理学療法士	２人（内１人介護老人保健施設・短期入療養・介護予防短期入療養・介護予防通リと兼務）	物理療法及びリハビリテーション

職名	員数並びに勤務形態	職務内容
・作業療法士	１人（介護老人保健施設・短期入療養・介護予防短期入療養・介護予防通リと兼務）	作業療法及びリハビリテーション
・管理栄養士	１人（介護老人保健施設・短期入療養・介護予防短期入療養・介護予防通リと兼務）	利用者への適切な食事の提供と管理指導
・調理員	５人（併設病院・介護老人保健施設・短期入療養・介護予防短期入療養・介護予防通リと兼務）	利用者への適切な食事の提供
・事務員	３人（内１名併設病院・介護老人保健施設・短期入療養・介護予防短期入療養・介護予防通リと兼務　ほか２名老建施設・短期入療養・介護予防短期入療養・介護予防通リ兼務）	事務一般　設備管理

（４）　通所者定員数

・定員　　２０名　　（介護予防通所リハビリテーション利用者を含む）

（５）　営業日及び営業時間

・　営業日　月曜日～金曜日（土・日・祝日・１２月３０日～１月３日・その他当施設が定める日を休日とする）

営業時間　　８：３０～１７：００

サービス提供時間　９：１５～１６：１５

９：３０～１６：００（冬期間：１２月～２月）

（６）　実施地域

・　会津坂下町、湯川村、喜多方市（塩川町、高郷町）、会津美里町、会津若松市

・　ただし、通常の送迎の地域を越えて行う送迎に要した費用（厚生労働大臣が定める場合を除く）は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の送迎費用は、通常の送迎の地域の境界線から１キロメートルあたり１００円を徴収する。

２．サービス内容

①　通所リハビリテーション計画の立案

②　食事　昼食　１２：００～１２：３０

③　入浴　（ご利用者様の御身体の状態にあわせて介助をします。）

④　医学的管理・看護

⑤　相談援助サービス

⑥　栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理

⑦　行政手続き代行

⑧　その他

※　これらのサービスの中には、利用者の方から基本料金とは別に利用料金を頂くものもあります。

３．利用料金

（１）基本料金

①施設利用料(介護保険制度下では、要介護認定による要介護の程度によって利用料金が異なります。以下は１日当りの自己負担分です。)

[１時間以上２時間未満]

	一割負担の場合	二割負担の場合	三割負担の場合
・要介護１	３６９円	７３８円	１，１０７円
・要介護２	３９８円	７９６円	１，１９４円
・要介護３	４２９円	８５８円	１，２８７円
・要介護４	４５８円	９１６円	１，３７４円
・要介護５	４９１円	９８２円	１，４７３円

[２時間以上３時間未満]

	一割負担の場合	二割負担の場合	三割負担の場合
・要介護１	３８３円	７６６円	１，１４９円
・要介護２	４３９円	８７８円	１，３１７円
・要介護３	４９８円	９９６円	１，４９４円
・要介護４	５５５円	１，１１０円	１，６６５円
・要介護５	６１２円	１，２２４円	１，８３６円

[３時間以上４時間未満]

	一割負担の場合	二割負担の場合	三割負担の場合
・要介護１	４８６円	９７２円	１，４５８円
・要介護２	５６５円	１，１３０円	１，６９５円
・要介護３	６４３円	１，２８６円	１，９２９円
・要介護４	７４３円	１，４８６円	２，２２９円
・要介護５	８４２円	１，６８４円	２，５２６円

[４時間以上５時間未満]

	一割負担の場合	二割負担の場合	三割負担の場合
・要介護１	５５３円	１，１０６円	１，６５９円
・要介護２	６４２円	１，２８４円	１，９２６円
・要介護３	７３０円	１，４６０円	２，１９０円
・要介護４	８４４円	１，６８８円	２，５３２円
・要介護５	９５７円	１，９１４円	２，８７１円

[５時間以上６時間未満]

	一割負担の場合	二割負担の場合	三割負担の場合
・要介護１	６２２円	１，２４４円	１，８６６円
・要介護２	７３８円	１，４７６円	２，２１４円
・要介護３	８５２円	１，７０４円	２，５５６円
・要介護４	９８７円	１，９７４円	２，９６１円
・要介護５	１，１２０円	２，４０円	３，３６０円

［6時間以上7時間未満］

	一割負担の場合	二割負担の場合	三割負担の場合
・要介護1	７１５円	１，４３０円	２，１４５円
・要介護2	８５０円	１，７００円	２，５５０円
・要介護3	９８１円	１，９６２円	２，９４３円
・要介護4	１，１３７円	２，２７４円	３，４１１円
・要介護5	１，２９０円	２，５８０円	３，８７０円

［7時間以上8時間未満］

	一割負担の場合	二割負担の場合	三割負担の場合
・要介護1	７６２円	１，５２４円	２，２８６円
・要介護2	９０３円	１，８０６円	２，７０９円
・要介護3	１，０４６円	２，０９２円	３，１３８円
・要介護4	１，２１５円	２，４３０円	３，６４５円
・要介護5	１，３７９円	２，７５８円	４，１３７円

②入浴　　入浴介助加算Ⅰ　　４０円／日(一割負担)　８０円／(二割負担)
１２０円／日(三割負担)

③サービス提供体制強化加算Ⅰ　　２２円／日(一割負担)　４４円／(二割負担)
６６円／日(三割負担)

④リハビリテーション

・リハビリテーションマネジメント加算イ（1）【通所リハビリテーション計画を利用者又は家族に説明し、同意日の属する月から6月以内の期間リハビリテーションの質を管理した方を対象】
５６０円／月(一割負担)
１，１２０円／月(二割負担)
１，６８０円／月(三割負担)
（2）【当該日の属する月から6月超の期間リハビリテーションの質を管理した方を対象】
２４０円／月(一割負担)
４８０円／月(二割負担)
７２０円／月(三割負担)

・リハビリテーションマネジメント加算ロ　【イ（1）の要件に加え、利用者毎のリハビリテーション計画書等の内容の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供にあたり適切かつ有効実施のために必要な情報を活用していること】
５９３円／月(一割負担)
１，１８６円／月(二割負担)
１，７７９円／月(三割負担)

【イ（２）の要件に加え、利用者毎のリハビリテーション計画書等の内容の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供にあたり適切かつ有効実施のために必要な情報を活用していること】

２７３円／月(一割負担)
５４６円／月(二割負担)
８１９円／月(三割負担)

・短期集中リハビリテーション実施加算

【退院・退所直後又は初めて要介護認定を受けた方で、短期集中的に、リハビリテーション計画を策定しそれに基づくリハビリテーションを実施し、多職種協働でカンファレンスを行い、必要時には居宅のケアマネや主治医に対してリハビリに関する情報提供等を行う方を対象】

退院・退所後又は認定日から３月以内の期間

１１０円／日(一割負担)
２２０円／日(二割負担)
３３０円／日(三割負担)

・認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）

退院・退所後又は通所開始日から３月以内の期間

【専門的な研修を修了した医師により、認知症の利用者であって、生活機能の改善が見込まれると判断された者に対して、リハビリを実施した方を対象。また、HDS-R(改訂長谷川式簡易知能評価スケール)においておおむね５点～２５点に相当する方を対象。】

２４０円／日(一割負担)
４８０円／日(二割負担)
７２０円／日(三割負担)

・リハビリテーション提供体制加算

【リハビリテーション専門職の配置が、人員に関する基準よりも手厚い体制を構築しリハビリテーションマネジメントに基づいた長時間のサービスを提供している方を対象】

３時間以上４時間未満	１２円／回(一割負担)	２４円／回(二割負担)	３６円／回(三割負担)
４時間以上５時間未満	１６円／回(一割負担)	３２円／回(二割負担)	４８円／回(三割負担)
５時間以上６時間未満	２０円／回(一割負担)	４０円／回(二割負担)	６０円／回(三割負担)
６時間以上７時間未満	２４円／回(一割負担)	４８円／回(二割負担)	７２円／回(三割負担)
７時間以上	２８円／回(一割負担)	５６円／回(二割負担)	８４円／回(三割負担)

⑤栄養

・栄養アセスメント加算　　５０円／月(一割負担)【栄養アセスメント(利用者毎の低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握)を実施し、利用者毎の栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、適切かつ有効実施のために必要な情報を活用していること】

１００円／月(二割負担)

１５０円／月(三割負担)

・栄養改善加算　　２００円／回(一割負担)【原則３月以内。月２回を限度。栄養改善サービスの提供に当たり、必要に応じて居宅を訪問した方を対象】

４００円／回(二割負担)

６００円／回(三割負担)

※低栄養状態にある方、またはそのおそれのある方とは以下に該当する方です。

・BMI 低値（18.5 未満）　・体重の減少　・食事摂取状況に問題がある。

・認知の問題がある　・口腔摂食嚥下機能の問題がある　・うつの問題がある

・生活機能低下の問題がある　・閉じこもりの問題がある　・手術退院直後の低栄養状態

・褥瘡がある　・在宅での食事内容での問題がある

・口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)　　２０円／回(一割負担)【6 月ごとに口腔の健康状態及び栄養状態にて確認を行い、当該情報を担当の介護支援専門員に提供した方を対象】

４０円／回(二割負担)

６０円／回(三割負担)

・口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)　　５円／回(一割負担)【６月ごとに口腔の健康状態と栄養状態のいずれかを確認し、当該情報を担当の介護支援専門員に提供した方を対象】

１０円／回(二割負担)

１５円／回(三割負担)

⑥　科学的介護推進体制加算　　４０円／月(一割負担)【利用者ごとの ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症状況その他心身の状況等にかかる基本的な情報を厚生労働省に提出していること。】

８０円／月(二割負担)

１２０円／月(三割負担)

⑦　重度療養管理加算　　１００円／回(一割負担)　　２００円／回(二割負担)

３００円／回(三割負担)

⑧　退院時共同指導加算　　６００円／回(一割負担)【病院又は診療所を退院する際、医師又はリハビリテーションの専門職が退院前の会議に参加し情報共有をした場合に算定（退院につき１回限り)】

１２００円／(二割負担)

１８００円／(三割負担)

⑨　送迎が実施されない場合　　片道につき　－４７円／回　【事業所が送迎を実施していない場合。利用者が自ら通う場合、家族が送迎を行う場合等】

⑩　介護職員等処遇改善加算Ⅰ-イ　　１ヶ月当たりの総単位数にサービス別加算率（１０．３％）を乗じた単位数で加算（1 ヶ月の総単位数は、基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数となる）

（２）その他の料金

①昼食費　　６５０円／１日

②教養・娯楽費　　１５０円／１回参加につき

費目…折り紙、模造紙、画用紙、クレヨン、絵の具、絵筆、色鉛筆、筆字半紙、粘土、パズル、スキルギャラリー（ビーズ)、手芸用品

③文書料　証明書　１通　　１，１００円

診断書(簡単なもの)　２，２００円

診断書(複雑なもの)　１１，０００円

④おむつ代（使用した場合のみ）

オムツ　１２０円／枚　　はくパンツ　１５０円／枚　　尿とりパット４０円／枚

⑤キャンセル料　　３５０円／回

通所日当日に、施設への連絡なしでキャンセルした場合(自己都合)、送迎に伴う燃料費の高騰等を考慮し通所日の車代３５０円を含めた金額を徴収する。

（３）支払方法

支払方法は、口座引落または指定口座振込みの２通りの中からご契約時に選べます。
ただし、現金での支払いを希望される場合はお申出ください。

①　金融機関口座からの自動引落

当施設で用意する手続きにて、下記の金融機関からの自動引落が可能です。
尚、口座引落に関する手数料につきましては、施設が負担します。

＜取引金融機関＞

・福島県内 JA・東邦銀行・福島銀行・大東銀行・会津信用金庫・郡山信用金庫
・白河信用金庫・須賀川信用金庫・ひまわり信用金庫・あぶくま信用金庫
・二本松信用金庫・福島信用金庫・いわき信用金庫・会津商工信用組合
・福島協和信用組合・東北労働金庫

②　指定口座への振込み（振込み手数料につきましては振込者の負担となります。）

・指定口座は申込時にお知らせいたします。

４．協力医療機関

当施設では、下記の医療機関に協力頂いています。

○ 協力医療機関

・名称　坂下厚生総合病院

・住所　福島県河沼郡会津坂下町字上柳田 2210-1

△ 緊急時の連絡先　緊急の場合は「契約書」にご記入頂いた連絡先に連絡します。

４．施設利用にあたっての留意事項

- 面会…面会時間は９：４５～１６：００です。
  面会に関しては、その時の感染症流行状況に応じ、流動的に運用します。
- 火気の取り扱い…行わないで下さい。
- 設備・備品の利用…丁寧にご使用頂けますようお願い申し上げます。
- 所持品・備品等の持ち込み…全ての持ち物に必ず名前をご記入下さい。
  刃物等危険物の持ち込みは禁止です。
- 金銭・貴重品の管理…多額の金銭及び貴重品を持ち込まないようにして下さい。また、眼鏡・腕時計・補聴器・義歯等入所者本人が身につける物品についても、紛失・盗難に関しては責任を負いかねます。
- 宗教活動…行わないで下さい。
- ペットの持込…原則として行わないで下さい。
- 利用中の病院受診…通所リハビリテーション利用中に他病院を受診することは原則として出来ません。利用中は受診の必要性は、施設医が判断するようになります。薬だけもらう場合も一緒です。

５．非常災害対策

- 防災設備　スプリンクラー、消火器、消火栓
- 防災訓練　年２回

７．禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」を禁止します。

８．要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員（内川千賀子）が勤務しております。支援相談員は月曜日～金曜日(祝日・１２月３０日～１月３日・その他施設が定めた休日を除く)の８：３０～１７：００、第２・第４・第５土曜日の８：３０～１２：３０（日曜日不在）の日時で受け付けております。その他日時に関しましては、当時勤務スタッフにお申し出下さい。また、苦情受付について、苦情の解決責任者は施設長杉本光郎・受付担当者は支援相談員とします。事務所窓口前に備え付けられた「ご意見箱」をご利用頂くことも、管理者に直接申し出頂くことも出来ます。

どうぞお気軽に御相談ください。　　℡０２４２－８３－７５３０

９．事故発生時の対応

事故発生時、発見者・当事者は看護師に連絡し看護師は疼痛・出血の有無や状態を確認うえ、必要に応じて応急処置を行ないます。施設長及び看護師長に報告し指示を受け、御家族へ連絡説明を致します。さらに施設長の指示により市町村、保健所等関係機関に報告するとともに速やかに事故報告書を作成し、その後内容をよく検討して防止策を図ります。

加えて在宅の居宅介護支援事業所・担当ケアマネージャーへもご連絡致します。

また、介護保健施設サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由により利用者が損害を被った場合損害を賠償するものとします。そのような万が一の事態に備え、全国厚生農業協同組合連合会病院賠償責任保険に加入しております。

１０．身体の拘束の廃止と虐待の防止

当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行ないません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行なうことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

また当施設は、利用者の人権擁護、虐待の発生又はその再発に対する防止対策を行っております。虐待防止の対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果を職員に周知徹底を図り、虐待防止のための指針を整備し、虐待防止のための定期的な研修を実施しています。

１１．感染症対策について

当施設では、レジオネラ検査（年２回、浴槽水）、手洗いの徹底、排泄物処理時の手袋着用、インフルエンザ予防接種の推進等の感染症予防対策を実施しております。

１２．褥創予防対策について

当施設では、時間ごとの体位交換、離床の推進、除圧、まめなオムツ交換（と濡れたままになってないか確認）、可能な限りの入浴等の褥創予防対策を行っております。

１３．福祉サービス第三者評価の実施について

当施設では、第三者評価を実施しておりません。

１４．その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますのであわせてご覧下さい。

個人情報の利用目的

（令和８年８月１日現在）

介護老人保健施設なごみでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- 当施設が利用者等に提供する介護サービス
- 介護保険事務
- 介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
  - －入退所等の管理
  - －会計・経理
  - －事故等の報告
  - －当該利用者の介護・医療サービスの向上
  - －施設の機関紙「ひまわり」への写真掲載・施設内掲示物への写真・個名の掲示

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- 当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
  - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、 照会への回答
  - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
  - －検体検査業務の委託その他の業務委託
  - －家族等への心身の状況説明
- 介護保険事務のうち
  - －保険事務の委託
  - －審査支払機関へのレセプトの提出
  - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- 当施設の管理運営業務のうち
  - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
  - －当施設において行われる学生の実習への協力
  - －当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- 当施設の管理運営業務のうち
  - －外部監査機関への情報提供